

歯科衛生士の資格取得を応援しています！

臨地臨床実習を^{※1}

現在勤務している医院で行うことが 可能になりました！^{※2}

※1 900時間のうち600時間実施します。

※2 勤務先を実習先にするには、
国が定める要件を満たし、所定の手続きにより
許可を得る必要があります。

※3 スケジュールは変更になる場合があります。

入学後から実習先決定までのスケジュール

入学

4月

12月

3月

実習Ⅰ

説明会
登録申請

5月

6月

8月

9月

実習Ⅱ

実習Ⅲ

2月

3月

実習Ⅳ

4月

8月

ヒアリング

入学後本人(学生)への実習先のヒアリングを行います。
勤務先を実習先に希望する方は学校に申し出ていただきます。
入学後に歯科医院で始めたアルバイト先でも実習先にする事が可能です。

説明会

2年生の2月からの実習を勤務先医院で行うにあたり、医院様向けの説明会に参加していただき、6月に登録申請書類をご提出していただく必要があります。
後日、実習指導および評価について、医院様向けの説明会を実施いたします。

2~3月 実習Ⅲ

※原則1日8時間、週5日
※勤務先での実習が可能

勤務先での
実習は「当校の実習登録」が
必須となります。

4~8月 実習Ⅳ

※原則1日8時間、週3~4日
※勤務先での実習が可能

◆ 主な実習施設の要件

・指導者(歯科医師または歯科衛生士)は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導能力を有するものであること

・1施設当たりの学生数は2名以上を標準とすること

・臨床実習施設には、診察室(更衣室、ロッカー等)のほか、学生控室を有し、下記表を基準として、必要な設備、機械器具を備えていること ※歯科衛生士養成所指導ガイドラインより

品名	数量
ユニット(エアービン・マイクロモーター・吸引機を含む)	3台以上あって学生数 [※] の2分の1以上
歯科用エックス線装置一式	1以上
パノラマエックス線撮影装置	1以上
超音波スケーラーまたはエアスケーラー	1以上

品名	数量
超音波洗浄器またはそれに準ずるもの	1以上
高圧蒸気滅菌器	1以上
歯科予防処置器具機材一式	1以上
歯科保健指導器具・器材一式	1以上
学生用ロッカー	学生数 [※]

※学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう

お問い合わせは
コチラ



0120-1489-41



info@ishiyaku.ac.jp



〒166-0003
東京都杉並区
高円寺南2-44-1

日本医歯薬 検索

